令和4年

第15回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日　　令和4年5月27日（金）

伊勢原市農業委員会

第15回 伊勢原市農業委員会総会議事録

１　開催日時
令和４年５月２７日（金）　午前１０時４０分から午前１１時１５分まで

２　開催場所
伊勢原市役所２階　２Ｃ会議室

３　委員在任定数　　１０名
(1)　杉本　和彦　　(6)　越水　一雄
(2)　大木　克美　　(7)　三野　孝文
(3)　重田　千秋　　(8)　麻生　伸一
(4)　田中　光男　　(9)　市川　正美
(5)　古屋　幸男　　(10)　鈴木　雅之

４　出席委員数
１０名（その他、農地利用最適化推進委員　１１名出席）

５　欠席委員
なし

６　署名委員
市川　正美、杉本　和彦

７　議　長
鈴木　雅之

８　事務局等職員出席者
・伊藤　陽一（事務局長）
・青木　優
・服部　孝喜
・岸　　好夫

９　傍聴者
なし

10　審 議 内 容　　（開会　午前１０時４０分）

［事 務 局 長］　只今より第１５回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。全員出席で、定足数に達していることを御報告いたします。

［議　　長］　それでは、只今から、第１５回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、９番・市川 正美委員と１番・杉本和彦委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。
　本日の審議事項は、報告５件、議案３件の計８件となっております。まず、報告より入ります。

［議　　長］　報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。議案書の１ページをご覧ください。内訳は、成瀬地区で３件の届出を受理しています。いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が３件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第２号、農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第４条第１項第８号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり伊勢原地区の１件、成瀬地区の１件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

［事　務　局］　報告第２号の１については、平成１７年頃に駐車場に転用したもので、駐車場として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

報告第２号の２については、昭和５９年頃に宅地に転用し、共同住宅を建築したもので、宅地として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が２件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第３号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第５条第１項第７号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり伊勢原地区の１件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第３号の１については、宅地造成を行うものです。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が１件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第４号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　この証明は、相続税納税猶予期間の３年ごとの証明です。高部屋地区で１件、比々多地区で１件の申請がありました。報告第４号の１、申請人は上粕屋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和４年４月１８日、対象農地の明細は５ページです。上粕屋字西峯岸に１筆、面積は５９５平方メートル、４月２１日に事務局で現

［事　務　局］　地調査を行い、玉ネギ、ジャガイモ等の栽培を確認しています。４月２２日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第４号の２、申請人は串橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和４年４月２０日、対象農地の明細は６ページです。三ノ宮字下谷戸に１筆、面積は６６１平方メートル、５月１０日に事務局で現地調査を行い、ネギの作付けを確認しています。５月１１日付け専決処分で証明書を発行しました。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが２件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第５号、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第１８条第６項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。お手元資料のとおり、高部屋地区の７件、比々多地区の１件について、専決により通知を受理しましたので報告します。

報告第５号の１については、コロナ渦の影響により規模の縮小を図りたいと申し出があり解約に至ったものです。

次に、報告第５号の２にいては、借受人が高齢により離農するため、解約に至ったものです。

次に、報告第５号の３から８については、担当者が病気を患い、療養後も体力が思うように回復せず、維持管理を行うことが困難となり、規模の縮小のため解約に至ったものです。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。農地法第１８条第６項の規定による届出が８件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

［　委　員］　報告第５号の３から８までの法人は、２年ほど前に新しく農地を借りた法人だと思いますが、病気によって全部解約したということですか。

［事　務　局］　約２年前に倒産した法人が所有していた農地を解除条件付きで借りていましたが、担当者が病気療養中のため、約３分の１を解約することになったものです。

［議　　長］　議事を進めます。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、成瀬地区で１件の申請がありました。議案第１号の１、図面番号は１番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は東富岡字相原の１筆、面積は２２平方メートルの畑です。今回、規模拡大のため有償にて所有権を移転します。譲渡人は座間市にお住いの方で、譲受人は粟窪の方です。譲受人世帯の経営農地面積は５，０９９平方メートルで、下限面積の特段の面積の３０アールを超えているので農地取得に支障はありません。取得する農地にはジャガイモ等を作付けする予定です。申請人は、申請地北側の隣地８１９番３を３月の総会において３条申請を行い取得していますが、今回申請した８１９番２は、現状は法面の状態となっており、過去に道路拡幅された際の残地でございます。将来的な維持管理、一体的な利用で農作業の効率を図るためとの所有者からの申出もあり、申請に至りました。譲受人が経営している農地は、ナス、トマト、玉ねぎなどの露地野菜が作付けされ、適正に管理されていました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第３条第２項各号該当事項はありませんでした。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第１号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［地区担当委員］　５月２４日に地区委員全員で現地を確認したところ、以前生えていた雑草もきれいに刈られて管理されておりましたので問題はないと思います。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第１号の１について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第１号の１について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第１号の１については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農地に権利設定又は移転をして農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回３件の申請がありました。

議案第２号の１、図面番号は２番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、三ノ宮字上原田の１筆、面積は２６１平方メートルで、南側は畑で他は県道と市道に囲まれた土地です。譲渡人は市内三ノ宮の方、譲受人は市内の宗教法人です。譲受人は、石倉橋交差点近くの県道沿い２か所に案内看板を設置していますが、新東名高速道路が開通したことにより、高速道路の入口から半径５００メートル以内では、看板の新設ができない状況となったことや、大山バイパスが開通したことにより、将来の看板用地、開通記念碑と遥拝所として転用します。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは１０ヘクタール未満であることから、「その他２種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、入口部分の一部をコンクリート舗装し、他は転圧のみとします。雨水は市道の側溝に接続します。計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は５００平方メートル以下であるため該当しません。５月１９日に県担当者の現地調査を受け、手続き終了後は、県知事に副申します。

続きまして、議案第２号の２、図面番号は３番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、下糟屋字弥杉の１筆、面積は６８４平方メートルで、北側と東側は道路、西側は駐車場、南側は畑となっています。譲渡人は、平塚市の方を含む全６名の共有名義で、譲受人は秦野市の建設会社です。この会社は、秦野市平沢に本社があり秦野市菖蒲に２箇所の資材置場がありますが、資材と車両が混在する置場となっていましたが、ここで伊勢原市内、県東部の工事を

［事　務　局］　複数受注し、現場と会社との中間に適地を確保できたため、駐車場として転用するものです。道路を境に市街化区域に接しているため、道路幅員５メートルを確保するため、一部を道路後退用地として転用します。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは、１０ヘクタール未満であることから、「その他２種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、周囲はコンクリートブロックを２段から３段に積み、敷地は砂利敷きとします。雨水は浸透トレンチ管を敷設して浸透処理します。計画としては、周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。５月１９日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に大きな指摘事項はないことから、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして、議案第２号の３、図面番号は４番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、東富岡字立野の１筆、面積は３４０平方メートルで、北側と東側は道路、南側は水路、西側は宅地に接しています。譲渡人は市内東富岡の方で、譲受人は厚木の方です。譲受人は農家の次女で、結婚を機に現在のアパートでは手狭となり、実家の農業補助を行うにあたり、農地の近くに木造２階建ての分家住宅を建設します。この場所以外に住宅に適した場所がなく、転用申請となりました。申請地の立地基準は、宅地や山林・雑種地に囲まれ、農地の広がりは１０ヘクタール以上であることから、「第１種農地」と判断されます。第１種農地への分家住宅の立地については、集落接続が問題となりますが、県との事前相談において問題がない旨を確認しています。一般基準及び個別基準についてですが、南側の水路境には擁壁を設置します。敷地は整地し、雨水は浸透トレンチ管で浸透させ、汚水は合併浄化槽で処理し、流末は道路側溝に接続します。計画としては、周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。５月１９日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はないことから、手続き終了後、県知事に副申します。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第２号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［地区担当委員］　この件は、大山バイパスが開通する前から話があり進められていたもので、５月２３日に地区委員全員で現地を確認いたしました。内容

については、事務局の説明のとおりです。県道と市道に挟まれた土地で他の農地や耕作に影響を及ぼすものではないと判断したところでございます。地域の産業の活性化に繋がれば、大変喜ばしいことだと個人的には思っています。以上、御審議をお願いします。

［議　　長］　次に、議案第２号の２につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［地区担当委員］　この案件は、東海大学病院の近くにある土地で、毎年、農地パトロールで雑草が生えて問題のあった土地ですが、今回、業者が駐車場として利用されるということですので問題はないかと思います。

［議　　長］　次に、議案第２号の３につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［地区担当委員］　この土地は、日産テクニカルセンターに向かう道路沿いに何件か分家住宅が建ち並んでいる所にありますが、今回、最後に残った土地を分家住宅の用地として転用するもので、排水も問題なく、何ら問題はないと思います。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第２号の１について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第２号の１について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第２号の１については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第２号の２について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第２号の２について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第２号の２については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第２号の３について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第２号の３について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第２号の３については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。お手元資料にあります１３件の申出について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、６月１日が利用権の始期となるよう、以後の手続きを進めていくこととなります。

まず、議案第３号の１、伊勢原地区、池端字五反地の８筆、及び大田地区、沼目字澤尻の３筆、計４，４３７平方メートルの賃貸借について、受け手は、本市の認定農業者及び人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第３号の２から同４、伊勢原地区、岡崎字山ノ後の２筆、及び同地区岡崎字台の３筆、計４，５１０平方メートルの使用貸借について、受け手は、約６８０アールの面積で農業経営している平

［事　務　局］　塚市の認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第３号の５から同７、比々多地区、三ノ宮字中沢山の３筆、計２，８３５平方メートルの賃貸借について、受け手は、３０アール以上の耕作を行っている人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第３号の８、成瀬地区、下糟屋字前田の１筆、計９６１平方メートルの使用貸借について、受け手は、認定農業者のもとで研修を受け、かつ、伊勢原市による青年等就農計画の認定を受けた新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第３号の９及び同１０、大田地区、上谷字前田の２筆、及び同地区上谷字島合の２筆、計１，４４３平方メートルの使用貸借について、受け手は、議案第３号の１の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第３号の１１、大田地区、下谷字大長の１筆、計２，３７４平方メートルの賃貸借について、受け手は、議案第３号の１及び同９並びに同１０の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第３号の１２、大田地区、下平間字丸山の１筆、計４９５平方メートルの賃貸借について、本件は、農地中間管理事業により神奈川県知事が指定した農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が受け手となるものです。

次に、議案第３号の１３、大田地区、下平間字谷原下の１筆、計１，０３１平方メートルの賃貸借について、受け手は、本市の認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上、御審議をお願いします。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第３号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第３号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第３号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

［議　　長］　以上をもちまして、第１５回伊勢原市農業委員会総会を閉会いたします。

【１１時１５分　終了 】